

和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号。以下「規則」という。）別表第4備考の規定による納期限を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 規則別表第4備考の納期限であって、認定を受けている者の在学に係る授業料（授業料の一部について認定されている場合は、当該認定に係る授業料に限る。）の納期限は、当該認定に係る補助金が当該授業料の弁済に充てられる日とする。
- 2 認定の手続を行っている者がその認定を受けられなかった場合の当該認定の手続を開始した日が属する月から認定の結果が確定した日が属する月までを含む期（以下「手続期」という。）の在学に係る授業料の納期限は、認定の結果が確定した日が属する月の翌月の25日と手続期における規則別表第4第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。授業料の一部について認定を受けている者の当該認定に係る授業料以外の授業料の納期限についても同様とする。
- 3 手続期に2つ以上の期を含む場合は、それぞれの期について、前項の規定を適用する。